

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H20年度 意見≪22年度までは未対応であったもの≫)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
1	20	意見	運用財産管理資産の計上	(財)愛媛県文化振興財団	企画振興部	文化・スポーツ振興課	2)特定資産として計上されている「運用財産管理資産」2億6千万円は特定資産に該当しない。事業計画を策定して使用目的を有する資産とするか、使用目的が特定されないならば「その他の固定資産」へ計上すべきである。	現在、新公益法人制度へ移行の手続き中であり、従来の予定どおり「運用財産管理資産」については、本財団最終の決算時に「特定資産」から「その他の固定資産(債券)」及び「流動資産の定期預金(定期預金)」へ移動を行う予定である。
2	20	意見	財団業務の明確化	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	企画振興部 教育委員会	文化・スポーツ振興課 保健体育課	①財団の主たる事業は2か所のスポーツ施設の指定管理業務であり、施設の効率的な管理と利用率向上に特化して経営に専念すべきである。派遣職員5名を除き、組織・人事的には財団の独立民営化が進んでいると評価できるが、県からの財政支援はないものと思われ、独立志向でガバナンスの強化が必要である。スポーツ普及事業など公益事業は僅かでありスポーツ施設の管理運営事業を目的とする一般財団法人への移行を前提として公益法人移行対策を講ずる必要がある。県民のためのスポーツ振興事業は類似業務を行う財団法人愛媛県体育協会へ委託することが望ましい。それにより各々の財団法人の事業目的が明瞭となり効率的に事業をおこなえる。	公益財団法人への移行を検討中である。(スポーツ施設の管理運営のみならず、スポーツの専門性を活かしながら、その普及と振興を目的とし、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する公益性の高い財団として公益認定を目指している。)
3	20	意見	派遣職員の業務	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	企画振興部 教育委員会	文化・スポーツ振興課 保健体育課	②派遣職員が行う事業は施設の指定管理業務とは異質のものであり、スポーツ振興の普及員としての事業実態からみて県教育委員会事務局の出先機関として組織化すべきと判断する。なお、5名の派遣先が県体育協会である場合は専門性とスポーツ振興という事業目的に照らして合理的と考えられる。	派遣職員が従事する業務は、スポーツ・レクリエーション活動の指導・普及等であり、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に必要不可欠である。当法人は、スポーツ施設の管理運営のみならず、スポーツの専門性を活かしながら、その普及と振興を目的とし、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する公益性の高い財団として公益認定を目指していることから、専門性とスポーツ振興という事業目的に照らして派遣は合理的と考えている。
4	20	意見	期末短期借入金の処理	(財)愛媛県廃棄物処理センター	県民環境部	循環型社会推進課	1)①短期借入金残高1,606百万円は県からの借入金を、期末日前後2日間(3月31日から4月1日)のみ銀行借入金に肩代わりさせたものであり、実体は返済困難な長期借入金(県の長期貸付金)であり、実体に照らして貸借対照表上は、長期借入金に含めて表示すべきである。 ②県は、センター支援として、このような短期貸付による処理を行うのではなく、長期の貸付を検討すべきである。そうすれば、これまでの処理のような2日間の支払利息は不要となる。	県からの無利子貸付金は、センターの施設稼働後の運転資金不足に対応するため、平成13年度から開始されたものであり、財団では、つなぎ資金として、返済期間が1年未満の短期借入金として、会計処理上もそのように処理を行っている。 長期貸付金の場合は、借入額や返済時期を確定させる必要があり、県としては、毎年必要額を精査した上で予算に計上することとしており、センターの経営改善も目処が立ってきたことから、資金繰りに支障を生じないように配慮しつつ、貸付額を見直していく。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H20年度 意見≪22年度までは未対応であったもの≫)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
5	20	意見	公益法人の存続	(財)愛媛県廃棄物処理センター	県民環境部	循環型社会推進課	これ以上の経営改善策がなく、このような経営状況が続くのであれば、実質的に県の直営事業である廃棄物処理事業は廃止に向けて検討すべきである。 なお、特例民法法人として存続できる期限内(H25.11.30まで)に事業・設備の譲渡や事業廃止の方向性を決めなければならない。	経営改善策として取り組んできた微量PCB汚染物の処理については、平成22年度から全国で初めて、環境大臣の認定を受けて処理を開始しており、全国的な処理施設として、肉骨粉や硫酸ピッチの処理と同様に、処理困難物の適正処理といったセンターの社会的使命も高まっている。また、新たな廃棄物の処理によって、経営改善の目処も立ってきたところであり、現時点で廃止は考えていない。 今後、経営改善状況を見極めながら、新公益法人への移行の方向性を決定する。
6	20	意見	事務の権限委譲	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	②県の事務手続きに準じた支払い決裁手続きを中止し、民間会社同様に権限委譲を考て簡略化すべきである。	経済性・効率性・有効性などを十分に考慮しつつ、発掘調査事業の委託者である国土交通省や県への事業実施報告や会計検査についても考慮し、かつ、不正経理防止の観点も鑑みながら、公益法人移行に伴う各種規程等の変更過程の中で、最も当財団に適合するものに改善する。